

民間機関ご担当者様

東京大学大学院情報理工学系研究科

任期付き特任教員・研究員の育児休業取得に伴う任期延長に関するガイドライン
(民間機関からの資金による寄付講座・社会連携講座・共同研究・受託研究申込時)

本研究科は、多様な働き方の実現を通して研究・学問を一層発展させるために、男女共同参画の観点から、出産後や育児中の優秀な研究者が研究・教育活動と子育てを両立させられるよう支援しています。その一環として、民間機関からの資金による寄付講座、社会連携講座、共同研究又は受託研究で雇用される任期付の特任教員・研究員が育児休業を取得する場合に、研究の当初目的を達成するため、以下の措置をとることが望ましいと考えています。

- ・ 育児休業取得期間を超えない範囲内で、研究期間及び雇用期間を延長する。
- ・ 延長した期間の人工費は、育児休業中に支給しなかった費用を充てる。
- ・ 延長した期間の研究費（謝金、旅費、消耗品費、光熱水料等の直接経費を含む）は、育児休業中に使用しなかった研究費を利用、当初の研究期間中の残額を利用、大学での運営費交付金など別経費を利用、又は新たに研究費を出資元から追加出資いただくなどの方法により確保する。

この方針を踏まえて、特任教員・研究員が、育児休業を取得し、かつ研究の当初目的を達成するに期間の延長を希望した場合、責任教員から出資元に対し、研究期間及び研究費について協議をお願いすることがございます。なお、協議の可否のご判断は任意であり、期間を延長することに支障がある場合は、拒否いただくことができるものとします。